

広島県告示第六百八十二号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和八年六月四日

広島県知事 横 田 美 香

上		欄		下	
欄				欄	
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条 第一項の申出 をする漁業協 同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	
呉市下蒲刈町下島三二二四―二 森川 正義 呉市下蒲刈町三之瀬二五七 吉川 宏夫 呉市下蒲刈町下島三二〇六一―二八 豊田 和政 呉市蒲刈町向一一一八 高 喜代三	下蒲刈町	下蒲刈町漁業協 同組合	令和八年 六月四日 ～令和八 年六月一 八日	下蒲刈町漁業 協同組合	